

# 杉並区会計年度任用職員（臨時） 【清掃作業】募集案内

令和6年5月24日  
杉 並 区

## 【1】 採用区分及び応募資格等

### （1） 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（臨時）	清掃作業	1日7時間・ 1月20日以内	若干名	杉並清掃事務所 または 杉並清掃事務所 方南支所

### （2） 仕事内容

職員と収集車両に乗り、区内ごみ集積所からごみを収集します。

### （3） 任用期間

令和6年7月1日から令和6年9月30日まで

※条件付採用期間（試用期間）1か月

※月の中途からの勤務も可能です。

※勤務日数は相談に応じます。

### （4） 応募資格

- ① 高校卒業(相当)以上の方。
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）は受験できません。

## 【2】 申込方法

「杉並区会計年度任用職員申込書（臨時）【清掃作業員】採用選考申込書」に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	<p><b>令和6年6月21日(金)まで(必着)</b> ただし、定数に達した場合は上記期限前に受付を終了します。 (持参の場合は日曜を除く 午前8時30分から午後4時まで)</p>	<p>希望される勤務場所に送付またはご持参ください。</p> <p>杉並清掃事務所 〒166-0015 杉並区成田東5丁目15番20号</p> <p>杉並清掃事務所方南支所 〒168-0062 杉並区方南1丁目3番4号</p>

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【清掃作業員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 【3】 第一次選考

方 法	書類選考	<p>所定の申込書により書類選考を行います。</p> <p>※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。</p>
合格発表	<p>合格発表</p> <p>合否にかかわらず、令和6年6月30日までに第一次選考受験者に結果を連絡します。</p>	

## 【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	<p>○時間等の詳細は第一次選考合格連絡時にお知らせします。</p> <p>○希望する勤務地（杉並清掃事務所または杉並清掃事務所方南支所）</p>	
方 法	面 接	<p>会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。</p>
合格発表	<p>面接後1週間以内（詳細は第二次選考当日にご説明します。）</p>	

## 【5】 報酬・手当

時給 1,461円（令和6年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

## 【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 原則として、午前7時40分～午後3時40分までの1日7時間（休憩別途1時間）勤務です。
- ◇ 勤務日は、月曜日から土曜日（祝日含む。）の間で、勤務可能日の中で調整します。

## 【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

## 【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

## 【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

**【10】 申し込み・問合せ先**

希望される勤務場所にお申し込み・お問い合わせください。

**環境部杉並清掃事務所作業係**

〒166-0015 東京都杉並区成田東5丁目15番20号

電話：03-3392-7281（直通） ファクス：03-3392-0940

**環境部杉並清掃事務所方南支所作業係**

〒168-0062 東京都杉並区方南1丁目3番4号

電話：03-3323-4571（直通） ファクス：03-3323-5171